

熊本市子育て支援優良企業認定事業概要

1 概要

企業における結婚、妊娠・出産、子育てしやすい職場環境の実現は、企業にとっては、人材の確保・定着や従業員の働く意欲の向上、生産性アップなどの企業戦略となる一方、労働者にとっては、労働時間と子育てなどのプライベートな時間とをバランスよく保つことで、やりがいや充実感を持って働くことにつながります。そこで、熊本市では、子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業を「子育て支援優良企業」として認定しています。

2 対象

熊本市内に事業所がある常用雇用者が10名以上の企業で、現在「熊本市子育て支援優良企業」として認定されていない企業、または、令和3年度で認定期限を迎える「熊本市子育て支援優良企業」

3 認定区分（熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱「以下、実施要綱」別表4）

この制度では、企業規模を企業の従業員の人数により以下の3区分に分け、区分ごとに認定します。

- (1) 常用雇用者 10～29名（小企業）
- (2) 常用雇用者 30～100名（中企業）
- (3) 常用雇用者 101名以上（大企業）

※ 常用雇用者数は、市外も含む全国の事業所における常用雇用者の合計人数

※ 10名以上を対象としているのは、就業規則の作成義務が常時10名以上の労働者がいる事業所であることによる。

4 認定までの流れ

(1) 申請書の提出

申請書に、調査票及び役員名簿（任意様式）を添付して郵送又は持参して子ども政策課へご提出ください。

提出期限：令和3年（2021年）7月30日17時（必着）

(2) 現地調査

調査票の各審査項目の審査書類（実施要綱別表1）の原本と写し（1部）をご準備ください。市の職員が訪問し、審査書類の原本確認を行ったうえ、写しを受領します。

(3) 審査

以下の審査項目を熊本市と熊本労働局で構成する子育て支援優良企業審査会で審査します。

① 最低基準（実施要綱別表2）

認定するにあたり、以下の基準を満たしていることが条件です。

ア 育児休業、育児時間、育児短時間または始業時刻の変更、子の看護休暇、所定外労働の制限等、産前・産後休業のすべての項目が就業規則で規定されていること

イ アのうち以下のいずれかの重要項目について取得実績があること

育児休業、育児時間、子の看護休暇、産前・産後休業

② 審査項目を得点化し、総合評価（実施要綱別表3）

①を満たした企業の以下の審査項目を得点化し、それぞれの企業を総合評価します。

(ア) 育児休業等、妊娠～子育てまでの各種休暇制度の規定など

例：育児休業、育児短時間、子の看護休暇、産前・産後休業、妊婦の軽易業務転換の就業規則等への規定並びに制度対象期間の延長及び有給化

(イ) (ア) の取得実績

(ウ) その他、結婚～子育てに関する企業の独自取組みなど

例：妊娠・出産退職後の復職制度の規定、子育てに関する特別休暇、経済的支援の実施 等

(エ) 育児休業取得率・就業継続率など

③ その他、事業の実施に必要と認める事項について

(4) 認定

(3)の審査を経て、認定区分ごとに認定します。